規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月二十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二〇

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同号の次に次の一号を加える。

二の二　内閣府地方創生推進室の地方連絡室の業務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月二十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三五

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「、地域活性化統合事務局長」を削り、「又は国土強靭化推進室次長、地域活性化総括官又はまち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府
法務省告示第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十四条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子

法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件

第一条　法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十六年内閣府・法務省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は第二十七条」を「若しくは第二十七条」に改め、「本邦の公私の機関」の下に「又は指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付する本邦の公私の機関」を加え、「高度人材上陸告示第三条の表の特別加算の項の中欄イの規定の適用については、申出人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材上陸告示別表第三に掲げる法律の規定の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、高度人材在留指針第三の五の表の特別加算の項の中欄イの規定の適用については、申請人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材上陸告示別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、それぞれみなす。」を「次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　高度人材上陸告示第三条の表の特別加算の項の中欄イの規定　申出人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材上陸告示別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、指定地方公共団体から補助金の交付を受けている場合にあっては、補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材上陸告示別表第四に掲げるものを受けているものと、それぞれみなす。

二　高度人材在留指針第三の五の表の特別加算の項の中欄イの規定　申請人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針別表第二に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、指定地方公共団体から補助金の交付を受けている場合にあっては、補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針別表第三に掲げる法律の規定の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、それぞれみなす。

第二条　法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を次のように改正する。

第一条中「、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第百二十六号。以下「高度人材上陸告示」という。）」及び「ニに係る部分に限る。」」を削る。

第二条の見出し中「高度人材上陸告示及び」を削り、同条中「次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる」を「高度人材在留指針第三の五の表の特別加算の項の中欄イの規定の適用については、申請人の所属機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針別表第三に掲げるものを受けているものと、それぞれみなす。」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省告示第四十五号

広島県尾道市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月二十日

法務大臣　上川　陽子

広島県尾道市向島町千六番地　宮本　優

○外務省告示第九号

平成二十六年十二月十七日にウランバートルで、日本モンゴル教育病院建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　日本モンゴル教育病院建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億四千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年一月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第十号

平成二十六年十二月十七日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年一月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第十一号

平成二十六年十二月二十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十四億円

3　署名者

日本側　髙橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　アティクッラー・アティフマル外務大臣代行

平成二十七年一月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉